

公示用設計図書の取扱要領

(目的)

- 第1条 建設業法（昭和24年法律第100号）第20条第3項の規定により、競争入札における発注者と応札者との対等性の確保及び円滑な設計変更などの条件整備を図るため、公示用設計図書において施工条件の明示の徹底に努めることを目的として、法令その他に別段の定めのあるものを除くほか、この要領に定めるものとする。
- 2 この要領は、建設工事に係る設計等の業務委託において準用するものとする。

(公示用設計図書における施工条件の明示等)

- 第2条 当該工事の担当者及び担当課（以下「担当者等」という。）は、工事内容を明示した公示用設計図書を作成し、施工条件の明示に努めるものとする。
- 2 担当者等は、前項の施工条件の明示の内容について、当該工事の入札に参加する業者（以下「入札参加業者」という。）が適切な積算をすることが可能となるよう努めるものとする。
- 3 公示用設計図書の使用資材の数量を明示するため、「1式」の表現をしている設計図書は、必要に応じて一位代価表を添付するものとする。

(公示用設計図書の閲覧)

- 第3条 担当者等は、建設工事請負入札資格業者審査会規程（昭和59年訓令第2号）第10条の規定による工事請負入札参加者指名選考委員会終了後、速やかに閲覧室において公示用設計図書を閲覧に供するものとする。
- 2 閲覧室において閲覧に供する公示用設計図書は、入札終了までの間、閲覧室から持出を禁止するものとする。ただし、担当者等又は契約担当課が必要やむを得ないと認めるときはこの限りでない。

(公示用設計図書の貸出及び返却等)

- 第4条 公示用設計図書の貸出を希望する指名業者は、担当者等に貸出を申出るものとする。
- 2 担当者等は、貸出用の公示用設計図書を作成し工事担当課に備え置き、前項の申出があったときは、公示用設計図書の貸出を行うものとする。この場合において、次項の規定を申し添えるものとする。
- 3 貸出を受けた入札参加業者は、直ちに貸出用の公示用設計図書を複写し、速やか（おおむね30分以内）に返却するものとする。
- 4 返却された公示用設計図書は、原則として、工事担当課で処分するものとする。

(質問)

- 第5条 入札参加業者は、公示用設計図書に対する質問（以下「質問」という。）がある場合は、質問書（別記様式第1号）に質問内容を記入し、入札日の4日前までに担当者等へ提出しなければならない。この場合の日数の算定に当たっては、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する「休日」（以下日数の表現について同じ。）を除くものとする。

2 担当者等は、前項以外の方法（口頭・電話等）による質問には応じないものとする。

（質問に対する回答）

第6条 担当者等は、前条による質問書が提出された場合において、当該質問書に対する回答書（別記様式第2号）を作成し、提出された日から3日以内に、当該入札参加業者に通知しなければならない。

2 担当者等は、前項の回答書の内容が、公示用設計図書の内容と明らかに相違する場合又はその内容に重要な誤り若しくは脱漏がある場合には、当該入札参加業者への通知と同時に、当該回答書を、当該工事の入札に参加するすべての業者に通知しなければならない。

3 質問書及び回答書は、工事担当課で保管するものとする。

4 担当者等は、第1項の質問内容が、極めて軽微なものであると認められるときは、同項の規定にかかわらず、口頭又は電話等で回答することができるものとする。この場合において、当該質問書に回答内容を記入し、前項に準じ保管するものとする。

付 則

1 この要領は、平成21年5月1日から施行する。

2 平成6年8月8日付け庁達第2号「公示用設計図書の取り扱いについて」及び同庁達（3）に規定する「公示用設計図書の取扱要綱」は、廃止する。

公示用設計図書等に関する質問書

年 月 日

(工事担当課名) 様

質問者：商号又は名称
代表者氏名
質問者氏名
連絡電話番号

入札番号_____ 工事名_____

この工事の公示用設計図書に次のとおり質問があります。

1 質問の概要	
2 質問の内容	

注1 この用紙に収まらない場合は、他の用紙を添付してよい。

注2 A3用紙を山折にして使用すること。

1 質問の概要	
2 質問の内容	
1 質問の概要	
2 質問の内容	

公示用設計図書等に関する質問書に対する回答書

年 月 日

(入札参加業者名) 様

回答者：所 属
職氏名

入札番号 _____ 工 事 名 _____

平成 年 月 日付の質問書に対し、次のとおり回答します。

1 回答の概要	
2 回答の内容	